

【任意継続加入者用】

令和2年度特定健康診査(特定健診)のご案内

日頃より健康保険組合の業務運営にご支援ご協力いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言がでたことにより、厚生労働省より当該宣言の期間中は、健康診断等を実施しないよう行政通知がなされました。このことを受けて、毎年4月にお送りしていた特定健診のご案内の送付も控えさせていただいております。

この度、緊急事態宣言が解除されましたので、今年度の特定健診についてご案内をお送りいたします。

緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、健診の受診に関して多くの医療機関で影響が発生しています。感染予防措置を取り実施している医療機関がある一方で、緊急事態宣言に伴い健診業務を一時休止、又は一部項目を中止して継続する等、対応は医療機関によって異なっています。特定健診受診に関しましては、各健診機関の対応状況をご確認のうえご受診下さい。

また、**緊急事態宣言が解除されたとはいえ、まだまだ油断できない状況が続きます。健診を受診される際には、各自マスクの着用や手指の消毒、手洗いやうがいなどの対策を徹底していただき、感染リスク予防に細心の注意を払っていただきますようお願いいたします。**

記

1. 受診の手順

- ① 同封の「特定健診実施機関リスト」から医療機関を選択し、各自予約する。
- ② 同封の「受診券」と保険証を持参し、健診を受診する。

【注意事項】

- ※ 受診券には**有効期限(2021年3月31日)**が設けられていますので、有効期限内に受診して下さい。ただし、**受診日時時点で当健保組合の資格がなくなっている場合は、受診券が有効期限内であっても受診できません。**
- ※ 利用できる医療機関がリストにない場合や、他の都道府県のリストが必要な場合は、健保組合までお電話下さい。また、健康保険組合連合会(けんぽれん)ホームページでも検索することができますのでご利用下さい。(http://hoken.kenporen.or.jp/kensin/index.htm)
- ※ 市町村が実施する住民健診の基本健康診査は、当健保組合の発行する「受診券」を持参すれば受診できる場合もありますので、お住まいの市町村にてご確認ください。

2. 健診の内容について

【基本的な健診項目】

項 目	備 考
既往歴などの問診	服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る質問を含む
自覚・他覚症状の有無の診察	理学的所見(身体診察)
身長・体重・腹囲測定	
BMI の測定	$BMI = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)}^2$
血圧の測定	
肝機能検査	GOT GPT γ -GTP
血中脂質検査	中性脂肪 HDL コレステロール LDL コレステロール
血糖検査	空腹時血糖またはヘモグロビン A1c
尿検査	尿中の糖および蛋白の有無

【詳細な健診項目】※医師の判断により受診の必要がある場合に実施

追加項目	実施できる条件
貧血検査	貧血の既往歴を有する者または視診等で貧血が疑われる者
心電図検査	当該年度の特定健診の結果等において、収縮期血圧 140mmHg 以上若しくは拡張期血圧 90mmHg 又は問診等で不整脈が疑われる者
眼底検査	当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した者 血圧：収縮期血圧 140mmHg 以上又は拡張期血圧 90mmHg 以上 血糖：空腹時血糖値が 126mg/dl 以上、HbA1c(NGSP 値) 6.5%以上又は随時血糖値が 126mg/dl 以上
血清クレアチニン検査 (eGFR による腎機能の評価を含む)	当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した者 血圧：収縮期血圧 130mmHg 以上又は拡張期血圧 85mmHg 以上 血糖：空腹時血糖値が 100mg/dl 以上、HbA1c(NGSP 値) 5.6%以上又は随時血糖値が 100mg/dl 以上

3. 健診の費用について

特定健康診査にかかる費用は全額を当健保組合にて負担いたしますので、受診者の負担はありません。

ただし、受診日時点で当健保組合の資格がなくなっている場合は、受診できません。万が一、資格喪失後に受診した場合は、健診費用をご請求させていただくこととなりますのでご注意ください。